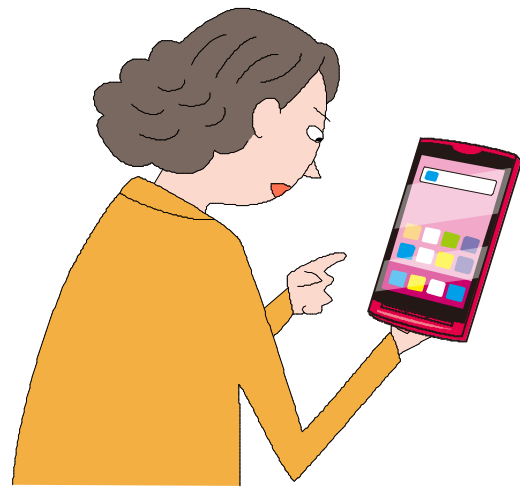


110番映像通報システムの使用法イメージ

通報者



事件・事故の発生

通報者による撮影



① 110番通報

② 映像送信依頼
(ワンタイムURLの送信)

③ 映像送信

通信指令室担当者

映像通報にご協力
いただけますか？



【通信指令室担当者】

1. 映像通報の必要性を判断
2. 事前同意の確認



受理端末で通報者撮影の映像をリアル
タイムで受信・自動保存

※ 原則、取得した日の翌日から起算
して7日間経過後に自動消去

【通報者の操作】

1. URLへアクセス*
2. 留意事項等に同意
3. 撮影開始

※ 警察庁が適用する設定によっては、通信指令
室担当者が口頭で伝えるアクセスコードの入力
が必要になる場合があります。



▲SMS受信画面
のイメージ



▲留意事項画面
のイメージ

【留意事項画面】

1. 送信する映像等に係る著作権
は放棄していただきます。
2. GPS機能を用いて通報者の
位置情報を取得します。
3. 第三者のプライバシーを不当
に侵害することがないように撮影
をしてください。
4. 映像等の送信に係るデータ通
信料金は通報者の負担となりま
す。